



平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングズ株式会社
代表者名 代表取締役会長 鮎川 純太
コード番号 4352 札幌証券取引所
問合せ先 経営管理本部長 近藤 茂
(TEL 03-6440-9930)

内部統制監査報告書に関する監査意見不表明についてのお知らせ

当社は、本日ビーエー東京監査法人より、平成 22 年 6 月期の内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領しましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

ビーエー東京監査法人

2. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、日本産業ホールディングズ株式会社の平成 22 年 6 月 30 日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。

記

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、重要な評価手続ができなかった。会社は当該評価範囲の制約による影響により財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しており、監査手続の実施への影響が重要であることにより、当監査法人は、日本産業ホールディングズ株式会社の平成 22 年 6 月 30 日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、内部統制報告書において評価範囲の制約とされた当該内部統制の財務報告に与える影響の重要性に鑑み、日本産業ホールディングズ株式会社の平成 22 年 6 月 30 日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書が、財務報告に係る内部統制の評価について、適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

追記情報

内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、会社は平成 22 年 10 月 12 日開催の取締役会において、会社が保有する連結子会社である株式会社アルファ・テクノロジーの株式の全てを売却することを決議し、同日付で株式譲渡を実行している。これにより、翌期以降の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成 22 年 10 月 29 日

4. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

5. 会社の今後の対応

重要な評価手続が実施できなかった理由は、以下のとおりであります。

当社は、下記の重要な評価手続を実施できなかったために、評価対象とした平成 22 年 6 月 30 日現在の財務報告に係る内部統制のすべての重要な欠陥を特定することには至らず、最終的な評価結果を表明できないと判断いたしました。

実施できなかった重要な評価手続は、以下のとおりであります。

- ・ 全社的な内部統制の評価手続
- ・ 決算・財務報告に係る業務プロセスに係る内部統制の評価手続
- ・ 決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、連結子会社である株式会社アルファ・テクノロジーの情報技術事業において、監査法人の指摘により取引発生時から現在までの取引内容について、売上高、売上原価ないし販売費及び一般管理費の修正を要する可能性のある事象が判明したことにより、平成 22 年 9 月 6 日に社外調査委員会を設置し、公正な第三者の立場から当該事象発生の経緯、事実関係の確認、問題点の究明、当該事象による会計処理への影響額及び範囲の検証等に加えて再発防止策の策定についての提言をいただくことになっておりましたが、平成 22 年 10 月 12 日に同社外調査委員会から、対象事業の実在性についての真実は不明であり、確認し得る事実関係の範囲では収入と支出の事実は認められるが、その取引実態が完全には解明できていないことにより、未決算勘定として会計処理をする方法によるのが相当と判断されました。この連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある取引において、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る業務プロセス及び決算・財務報告プロセス以外の業務プロセスに重要な欠陥を示唆する不備を特定するために、当社は、新たに評価範囲を追加することが適切であると判断しましたが、社外調査委員会の調査報告書の公表が平成 22 年 10 月 12 日となり、新たに評価することが適切であると判断した内部統制の評価手続を内部統制報告書の提出日までにすべて実施することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社外調査委員会の調査結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の不備是正として、再発防止の具体策の策定・実行に着手しております。また、評価を実施できなかった手続においても早期に評価を完了させる方針であります。

以上